

日経300株価指数連動型上場投資信託 の受益証券に関する有価証券上場規程、 業務規程及び信用取引・貸借取引規程の 特例

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上
場規程、業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例…………… 1

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上
場規程、業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の施行規則…………… 1

日経 300 株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例

制定 平 7.5.1
変更 平 4.5.29 7.5.29 7.10.2 7.11.1 7.12.7
9.6.1 10.5.1 10.6.22 10.7.1 10.10.23
10.12.1 11.9.1 11.10.1 11.12.1 12.7.1
12.7.17 12.8.7 12.11.30 13.1.6 13.4.1
13.9.1 14.4.1 14.7.1 15.1.14 16.8.27
17.2.1 18.5.1 19.9.30 20.1.4 20.4.1
21.1.5 21.11.9 22.3.4 22.6.30 24.4.1
25.9.13
令 1.7.16 2.11.1 3.3.15

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この特例は、日経 300 株価指数連動型上場投資信託（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項第 10 号に掲げる投資信託の受益証券であって、日経株価指数 300 に連動する投資成果を目指す証券投資信託をいう。）（以下「投資信託」という。）の受益証券（以下「受益証券」という。）の上場及び売買等について、有価証券上場規程、業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程、業務規程及び信用取引・貸借取引規程の定めるところによる。

(平 7.5.29 10.12.1 12.11.30 15.1.14 16.8.27
19.9.30)

第 2 章 有価証券上場規程の特例

(上場申請)

第 2 条 受益証券の上場を申請しようとする者は、その上場申請時に、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 本所所定の有価証券上場申請書
- (2) 法第 29 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

日経 300 株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の施行規則

実施 平 7.5.1
変更 平 7.5.29 7.12.7 8.4.1 9.6.1 10.5.1
10.6.22 10.7.1 10.10.23 10.12.1 11.3.1
11.9.1 11.12.1 12.3.1 12.4.1 12.7.1
12.7.17 12.8.7 12.11.30 13.1.6 13.4.1
14.4.1 14.7.1 15.1.1 15.1.14 16.2.16
16.8.27 17.2.1 18.12.25 19.9.30 20.1.4
20.4.1 21.1.5 21.11.9 21.11.16 22.3.4 2
2.6.30 24.4.1 25.9.13 26.5.31 28.11.4
令 1.7.16 3.3.1 3.3.15

(目 的)

第 1 条 この規則は、日経 300 株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例（以下「受益証券特例」という。）に基づき、本所が定める事項並びに受益証券特例の解釈及び運用に関し、必要な事項を定める。

(平 7.5.29 15.1.14 16.8.27)

(上場申請時の提出書類)

第 2 条 受益証券特例第 2 条に規定する提出書類のうち次の各号に掲げる書類の記載事項、作成及び提出方法等については、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 受益証券特例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する「有価証券上場申請書」に記載する事項には、上場受益証券の変更上場に関する事項を含むものとする。

| | |
|---|---|
| <p>(3) 法第 47 条の 2 に規定する事業報告書</p> <p>(4) 投資信託の委託者指図型投資信託約款（以下「投資信託約款」という。） 2 部</p> <p>(5) 投資信託の委託者指図型投資信託契約（以下「投資信託契約」という。）の締結を証する書面の写し</p> <p>(6) 受益証券上場契約書</p> <p>2 受益証券の上場を申請しようとする者は、次の各号に定める書類を当該各号に定めるところにより提出するものとする。</p> <p>(1) 有価証券上場規程第 3 条第 5 項第 3 号 a から d までに定める書類 各 2 部 (b に規定する書類については 1 部) 内閣総理大臣等に提出した後遅滞なく</p> <p>(2) 本所所定の募集実施通知書 申込期間終了後遅滞なく</p> <p>(3) 本所所定の上場申請有価証券確定通知書 申込期間終了後遅滞なく</p> <p>(4) 前各号に掲げる書類のほか、本所が上場審査のため必要と認めて提出を求める書類 請求する都度遅滞なく (平 10. 6. 22 10. 12. 1 12. 7. 1 12. 11. 30 13. 1. 6 19. 9. 30 20. 1. 4)</p> <p>(上場審査料)</p> <p>第 3 条 受益証券の上場を申請しようとする者は、本所が定める金額の上場審査料を、上場申請日に納入するものとする。</p> <p>(上場審査基準)</p> <p>第 4 条 受益証券の上場審査は、次の各号に掲げる基準に適合するものについて行うものとする。</p> <p>(1) 上場される受益権の総口数（以下「上場口数」という。）が 400 万口以上になる見込みのあること。</p> <p>(2) 1, 000 口以上の受益権の口数を有する受益者の数（以下「受益者数」という。）が、上場のときまでに、次の上場口数の区分に従い、当該</p> | <p>(2) 受益証券特例第 2 条第 1 項第 3 号に規定する「事業報告書」は、直近に作成したものに限りとする。この場合において、当該「事業報告書」が直前の事業年度に係るものでない場合には、上場申請日の属する事業年度の直前の事業年度に係る「事業報告書」の作成後直ちに当該作成に係る「事業報告書」を提出するものとする。</p> <p>(3) 受益証券特例第 2 条第 2 項第 2 号に規定する「募集実施通知書」は、受益証券の上場を申請しようとする者及び指定金融商品取引業者により作成されるものとする。</p> <p>(4) 受益証券特例第 2 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定する遅滞なくとは、申込期間終了の日から起算して 6 日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）までの日をいうものとする。</p> <p>2 受益証券の上場を申請しようとする者及び指定金融商品取引業者は、上場受益証券について適当な流通を保持するよう努力する旨の念書を本所に提出するものとする。 (平 12. 11. 30 13. 4. 1 19. 9. 30 20. 1. 4)</p> <p>(上場審査料の金額)</p> <p>第 3 条 受益証券特例第 3 条に規定する本所が定める金額は、50 万円とする。</p> <p>(上場審査基準に関する事項)</p> <p>第 4 条 受益証券特例第 4 条第 1 号に規定する上場口数は、投資信託の受益権の総口数と同数とする。</p> |
|---|---|

区分に定める人数以上になる見込みのあること。

- a 上場口数が 1,000 万口未満の場合
800 人
- b 上場口数が 1,000 万口以上 2,000 万口未満の場合
1,200 人
- c 上場口数が 2,000 万口以上の場合
上場口数が 3,000 万口未満の場合にあつては 2,000 人、上場口数が 3,000 万口以上 1 億 2,000 万口未満の場合にあつては 2,000 人に上場口数 2,000 万口から計算して上場口数 1,000 万口を増すごとに 100 人を加えた人数、上場口数が 1 億 2,000 万口以上の場合にあつては 3,000 人
- (3) 当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みがあること。
(平 20.1.4 21.1.5)

(上場申請のための提出書類の公衆縦覧)

第 5 条 上場受益証券の発行者である投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号。以下「投資信託法」という。）第 2 条第 11 項に定める投資信託委託会社をいい、当該投資信託委託会社から委託者指図型投資信託の投資信託財産の運用指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けたものを含む。以下同じ。）は、第 2 条の規定により提出した書類のうち、本所が定める書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(平 10.12.1 12.11.30 19.9.30)

(投資信託委託会社が行う適時開示等)

第 6 条 投資信託委託会社は、内閣総理大臣等が法又は投資信託法に基づき投資信託委託会社に対して行う認可、承認又は処分の通知を受けた場合その他の投資信託の運用に重大な影響を与える事実が発生した場合には、直ちにその事実を開示するとともに、本所に通知するものとする。

- 2 受益証券特例第 4 条第 3 号に規定する指定振替機関として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。
(平 12.11.30 20.1.4 21.1.5)

(上場時に公衆縦覧に供する書類)

第 5 条 受益証券特例第 5 条に規定する本所が定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 投資信託約款
(2) 受益証券特例第 2 条第 2 項第 1 号に規定する書類
(3) 前 2 号のほか、本所が必要と認める書類
(平 10.12.1 12.11.30)

(投資信託委託会社が行う適時開示等に関する事項)

第 6 条 投資信託委託会社は、本所との連絡に当たる連絡担当者を本所に通知するものとする。連絡担当者である者を変更した場合も同様とする。

- 2 受益証券特例第 6 条第 1 項に規定する内閣総理大臣等が法又は投資信託法に基づき投資信託委託会社に対して行う認可、承認又は処分の通知を受けた場合その他の投資信託の運用に重大な影響を与える事実には、次の各号に掲げる事実を含むものとする。この場合において、投資信託委託会社は当該事実及び内容を記載した通知書を本所に提出するものとする。
- (1) 投資信託委託会社が、内閣総理大臣等から法第 52 条第 1 項又は第 54 条の規定により金融商品取引業の登録を取り消されたこと又は投資信託に関し、投資信託法第 23 条第 2 項の

- 規定による通知、同条第4項の規定による承認若しくは投資信託委託会社に対する処分
の通知を受けたこと。
- (2) 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明（法第193条の2第1項の監査証明をいう。以下同じ。）を行う公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の異動（業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、第2項の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）
- (3) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと、これらの開示を行った後提出したこと並びに当該期間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を受けたこと。
- 2 投資信託委託会社は、次の各号に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）には、直ちにその事実を開示するとともに、本所が別に定めるところに従い、本所に通知するものとする。
- (1) 投資信託約款の変更又は投資信託契約の解約
- (2) 業務の廃止、解散、合併又は投資信託契約に係る事業の譲渡
- (3) 法に基づき投資信託委託会社が内閣総理大臣等に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出
- 3 投資信託委託会社は、受益証券特例第6条第2項各号のいずれかに該当した場合には、直ちに本所に取締役会決議通知書その他の投資信託委託会社が当該事項について決議又は決定を行ったことを証する書面を提出するものとする。
- 4 受益証券特例第6条第2項第3号に規定する事項には、次の各号に掲げる事項を含むものとする。
- (1) 受益証券の上場廃止の申請
- (2) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て
- (3) 投資信託約款に規定する追加信託又は交換若しくは指定金融商品取引業者の受益証券の買取りについて、投資信託委託会社がやむを得ない事情が生じたとして臨時に停止する場合の当該事情及び当該停止期間
- (4) 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動
- (3)の2 受益証券に係る受益権の併合又は分割

(4) 当該銘柄についての指定振替機関の振替業における取扱いの対象としないこととしたこと。

(5) 前各号に掲げる事項以外の受益証券に関する権利、利益又は取扱いに係る重要な事項

3 投資信託委託会社は、投資信託法第13条第1項各号に掲げる取引を行った場合（投資信託の受益者に対して同条に基づく書面の交付を要する場合に限る。）には、直ちにその事実を開示するとともに、本所に通知するものとする。

4 前3項のほか、投資信託委託会社及び受益証券に関する情報の適時開示及び本所への書類の提出等については、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則及び同規則の取扱いに定めるところに準じるものとする。

5 投資信託委託会社は、投資者への適時、適切な上場受益証券に関する情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。

(平 10.6.22 10.12.1 11.9.1 12.7.1 12.11.30
13.1.6 14.7.1 17.2.1 19.9.30 20.1.4 22.3.4
22.6.30 24.4.1)

(投資信託委託会社の提出書類及びその公衆縦覧)

第7条 投資信託委託会社は、次の各号に定める書類を当該各号に定めるところにより、本所に提出するものとする。

(1) 運用報告書（投資信託法第14条に規定する運用報告書をいう。以下同じ。）及び運用報告書に準じて半期ごとに作成する報告書

各2部 作成後直ちに

(2) 投資信託約款を変更した場合の変更後の投資信託約款

2部 変更後直ちに

(3) 前2号のほか、本所が定める書類
本所が定める時期

5 受益証券特例第6条第4項に規定する上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則及び同規則の取扱いに定めるところに準じるとは、原則として、同規則第2条の2から第3条まで、第4条、第10条、第11条及び第13条から第15条まで並びに同規則の取扱い1.の2(1)に定めるところによることをいうものとする。

(平 8.4.1 9.6.1 10.5.1 10.6.22 10.12.1
11.9.1 12.4.1 12.7.1 12.11.30 13.1.6
13.4.1 14.7.1 17.2.1 18.12.25 19.9.30
20.1.4 21.1.5 21.11.9 22.3.4 22.6.30
26.5.31)

(投資信託委託会社の提出書類及びその公衆縦覧に関する事項)

第7条 受益証券特例第7条第1項第3号に規定する本所が定める書類とは、次の各号に掲げる書面をいうものとし、本所が定める時期とは、当該各号に定める時期をいうものとする。

(1) 受益証券の毎日の受益権一口当たりの信託財産純資産額を記載した書面

毎日の算出後直ちに

(2) 投資信託に係る収益分配金の見込金額を記載した書面

計算期間の末日の2日前（休業日を除外す

2 投資信託委託会社は、第1項第1号及び第2号に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
(平10.12.1 12.11.30 17.2.1 19.9.30 令3.3.15)

(変更上場申請)

第8条 投資信託委託会社は、投資信託の受益証券の名称を変更するときは、本所所定の有価証券変更上場申請書を提出することにより、その変更を申請するものとする。ただし、有価証券変更上場申請書に記載すべき事項が、第6条の規定に基づく情報の開示又は第7条の規定により本所に提出した書類に含まれている場合は、当該開示又は提出をもって当該変更を申請したものとみなす。
(平7.5.29 10.12.1 12.11.30 19.9.30 令2.11.1)

(追加信託又は交換に係る上場口数等の通知等)

第9条 投資信託委託会社は、投資信託約款に規定する追加信託又は交換が行われた場合には、その旨を本所に通知するものとする。
(平9.6.1 10.5.1 10.12.1 12.11.30 19.9.30 20.1.4)

る。)の日(計算期間の末日が休業日に当たるときは、計算期間の末日の3日前(休業日を除く。)の日)

- (3) 1月1日から12月末日までの1年間における1日平均の上場口数(以下「平均上場口数」という。)及びその明細を記載した書面
翌年1月10日まで
- (4) 投資信託契約を変更した場合の変更後の投資信託契約の締結を証する書面の写し
締結後直ちに
- (5) 第6条第2項第3号に規定する内閣総理大臣等の承認に係る通知書の写し
当該内閣総理大臣等の承認に係る通知所を受理後遅滞なく
- (6) 本所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」
当該確認書を提出した代表者の異動について決定を行った場合は、異動後直ちに

2 第1項第2号に掲げる書類の提出については、ファクシミリによる送信をもって行うことができる。
(平10.12.1 12.11.30 17.2.1 19.9.30 21.11.9 21.11.16 22.6.30 24.4.1 令3.3.1 3.3.15)

第8条 削除

(平10.6.22 10.12.1 12.11.30 19.9.30 令3.3.1)

(追加信託又は交換に係る上場口数等の通知等に関する事項)

第9条 受益証券特例第9条第1項に規定する追加信託又は交換の通知は、次の各号に掲げる書面を、当該各号に定めるところにより提出することによって行うものとする。

- (1) 月末現在のの上場口数、信託の元本の額(信託された金額の総額に相当する額をいう。以下同じ。)及び信託財産純資産総額並びに当該月に追加信託された信託の元本の額及びこれにより増加した上場口数を記載した変更通知書
翌月10日まで
- (2) 上場口数が本所に報告した直前の上場口数

に比して 10 パーセント以上増減した場合に、増減後の上場口数、信託の元本の額及び信託財産純資産総額並びに増減した上場口数及び信託の元本の額を記載した変更通知書上場口数の増減日まで

- (3) 上場口数が受益証券特例第 10 条第 2 項第 1 号に定める上場口数に満たなくなる場合に、満たなくなった時の上場口数、信託の元本の額及び信託財産純資産総額を記載した変更通知書

満たなくなる場合に直ちに

(受益権の分割の効力発生日等)

第 9 条の 2 投資信託委託会社は、受益証券に係る受益権の分割を行う場合には、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日等の翌日を当該分割の効力発生日として定めるものとする。

- 2 投資信託委託会社は、前項に規定する場合において、受益者の書面による決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、同項に規定する分割を行うことが確定する日から起算して 3 日目（休業日を除外する。）の日以後の日を、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日等とするものとする。

(平 24. 4. 1 令 1. 7. 16)

(行動規範)

第 9 条の 3 投資信託委託会社は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は受益者の利益の侵害をもたらすおそれのある受益証券に係る受益権の併合又は分割を行わないものとする。

(平 24. 4. 1)

(上場廃止基準)

第 10 条 投資信託委託会社が、次の各号のいずれかに該当する場合には、受益証券の上場を廃止する。

- (1) 内閣総理大臣等から投資信託契約に係る業務の他の会社への引継ぎを命じられた場合
- (2) 投資信託契約に係る事業を譲渡した場合
- (3) 2 人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和 32 年大蔵省令第 12 号。以下「監査証明府令」という。）第 3 条第 1 項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第 24 条第 1 項又は第 24 条の 5 第 1 項に定める期間の経過後 1 か月以内（天災地変等、投資信託委託会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3 か月以内）に、内閣総理大臣等に提出しな

(上場廃止基準に関する事項)

った場合

(4) 次の a 又は b のいずれかに該当する場合

a 受益証券に係る有価証券報告書等に「虚偽記載」を行った場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると本所が認めるとき

b 受益証券に係る財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載された場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると本所が認めるとき。ただし、「意見の表明をしない」旨が記載された場合であって、当該記載が天災地変等、投資信託委託会社の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。

(5) 投資信託委託会社が受益証券上場契約について重大な違反を行った場合又は受益証券上場契約の当事者でなくなることとなった場合

2 受益証券について、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。

(1) 上場口数が 400 万口未満である場合
(2) 受益証券の流通の状況が著しく悪化したと本所が認めた場合

(3) 投資信託契約が終了となる場合

(4) 当該銘柄の発行者が当該銘柄について指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(5) 前各号のほか、公益又は投資者保護のため、本所が受益証券の上場廃止を適当と認めた場合

(平 10.6.22 10.12.1 12.7.1 12.11.30 13.1.6
13.4.1 14.7.1 17.2.1 19.9.30 20.1.4
20.4.1 25.9.13)

(監理銘柄及び整理銘柄の指定)

第 10 条の 2 上場受益証券が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場受益証券を監理銘柄に指定することができる。

2 上場受益証券の上場廃止が決定された場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場受益証券を整理銘柄に指定することができる。

第 10 条 株券上場廃止基準の取扱い 1. (11) a 及び b の規定は、受益証券特例第 10 条第 1 項第 4 号の場合に準用する。

2 受益証券特例第 10 条第 2 項第 2 号に規定する流通の状況が著しく悪化したかどうかの認定については、受益者数、売買高等を総合的に勘案して行う。

(平 12.11.30 21.11.9 21.11.16 25.9.13)

(監理銘柄及び整理銘柄に関する事項)

第 10 条の 2 受益証券特例第 10 条の 2 の規定により、受益証券の監理銘柄及び整理銘柄に関し本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。

(1) 監理銘柄、整理銘柄

本所は、上場廃止となるおそれがある銘柄又は上場廃止が決定された銘柄について、その事実を投資者に周知させるため、上場廃止と

3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については、本所が定める。

(平 20. 4. 1)

なるおそれがある銘柄については監理銘柄に、上場廃止が決定された銘柄については整理銘柄に指定することができる。

(2) 監理銘柄、整理銘柄への銘柄の指定

上場廃止の基準に該当するおそれがある受益証券又は上場廃止の基準に該当し上場廃止が決定された受益証券の監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次に定めるところによる。

a 監理銘柄への指定

上場受益証券が次のいずれかに該当する場合には、受益証券を監理銘柄に指定することができる。

この場合において、(c)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(a) 投資信託契約が解除されるおそれがあると本所が認める場合

(b) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合

イ 法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。

ロ 当該最終日までに内閣総理大臣等に提出しなかったとき。

(c) 投資信託委託会社が、受益証券特例第10条第1項第4号a前段若しくはb前段に該当する場合、又はこれに該当すると認められる相当の事由があると本所が認める場合

(d) 受益証券特例第10条第2項第5号に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理銘柄への指定

上場受益証券が受益証券特例第10条第1項各号（第1号及び第2号のうち投資信託契約に係る業務を引き継ぐ他の会社が受益証券の上場申請を行う場合を除く。）又は同条第2項各号（第3号の場合を除く。）のいずれかに該当する場合には、受益証券を整理銘柄に指定することができる。

(3) 監理銘柄、整理銘柄への指定期間

前号に規定する受益証券の監理銘柄又は整理銘柄への指定期間は、次に定めるところによる。

a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の(a)、(b)又は(c)に定める日又は時から本所が受益証券特例第10条第1項各号又は第2項各号（第3号を除く。）に該当するかどうかを認定した日

(本所が必要と認める場合は、当該日の本所
がその都度定める時) までとする。

(a) 前号 a の(a)の場合

本所が投資信託委託会社から書面による
報告を受けた日の翌日(休業日に当たると
きは、順次繰り下げる。以下同じ。)ただし、
本所が必要と認める場合は、当該書面によ
る報告を受けた日の本所がその都度定める
時

(b) 前号 a の(b)の場合

同(b)イに該当した場合は、当該開示を行
った日とし、同(b)ロに該当した場合は、当
該最終日の翌日とする。

(c) 前号 a の(c)又は(d)の場合

本所が必要と認めた日。ただし、本所が必
要と認める場合は、本所がその都度定める
時

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定期間は、本所が受益証券の
上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日
までとする。

(平 20.4.1 21.1.5 21.11.9 25.9.13)

(上場廃止日)

第 11 条 受益証券の上場廃止が決定した場合に
おける上場廃止日の取扱いは、本所が定める取
扱いによるものとする。

(平 10.12.1 12.11.30 19.9.30 20.4.1 21.11.9
22.3.4)

(上場廃止日の取扱い)

第 11 条 受益証券特例第 11 条に規定する上場廃
止日の取扱いは、次の各号に掲げる区分に従
い、当該各号に定めるところによる。

(1) 受益証券特例第 10 条第 2 項第 3 号に該当す
る場合(次号に掲げる場合を除く。)

投資信託契約が終了となる日の前日(休業日
を除外する。当該終了となる日が休業日に当
たるときは、当該終了となる日の 2 日前(休業
日を除外する。)の日)。ただし、本所が速やか
に上場廃止すべきであると認めた場合は、こ
の限りでない。

(1) の 2 信託の併合により受益証券特例第 10
条第 2 項第 3 号に該当する場合

信託の併合がその効力を生ずる日の 2 日前
(休業日を除外する。)の日

(2) 受益証券特例第 10 条第 2 項第 5 号に該当す
ることとなった場合

本所が受益証券の上場廃止を決定した日の
翌日から起算して 1 か月間の範囲内の日で、
本所がその都度決定する日

(3) 前各号のいずれにも該当しない場合

本所が受益証券の上場廃止を決定した日の
翌日から起算して、原則として 1 か月を経過
した日。ただし、速やかに上場廃止すべき事情
が生じた場合には、この限りでない。

(平 10.12.1 12.11.30 14.7.1 15.1.1 19.9.30
20.1.4 21.11.9 28.11.4 令 1.7.16)

(上場手数料及び年賦課金)

第 12 条 受益証券の上場を申請しようとする者及び投資信託委託会社は、本所が定める上場手数料及び年賦課金を納入するものとする。

(平 10. 12. 1 12. 11. 30 19. 9. 30)

(上場手数料及び年賦課金に関する事項)

第 12 条 受益証券特例第 12 条に規定する上場手数料及び年賦課金は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場手数料

- a 受益権 1 口につき 3 厘
- b 前 a の規定にかかわらず、受益証券の上場を申請しようとする者の納入する上場手数料は、前 a の金額に 50 万円を加算した金額とする。
- c 新規上場時の上場手数料は、上場日前に納入するものとし、追加信託に係る上場手数料は、1 月 1 日から 6 月末日までに上場されたものについてはその年の 8 月末日に、7 月 1 日から 12 月末日までに上場されたものについては翌年の 2 月末日に納入するものとする。
- d 上場手数料の計算上生じた 100 円未満の金額は切り捨てる。

(2) 年賦課金

- a 平均上場口数のうち、
 - (a) 1,000 万口以下の口数につき 3 万円
 - (b) 1,000 万口を超え 4,000 万口以下の口数につき 200 万口以下を増すごとに 2 千円
 - (c) 4,000 万口を超え 1 億 2,000 万口以下の口数につき 400 万口以下を増すごとに 2 千円
 - (d) 1 億 2,000 万口を超え 2 億口以下の口数につき 1,000 万口以下を増すごとに 1 千 5 百円
 - (e) 2 億口を超え 10 億口以下の口数につき 1 億口以下を増すごとに 1 千円
 - (f) 10 億口を超え 20 億口以下の口数につき 2 億口以下を増すごとに 1 千円
 - (g) 20 億口を超える口数につき 4 億口以下を増すごとに 1 千円
- b 年賦課金は、年 2 回に分けて、2 月末日及び 8 月末日に、半額ずつを納入するものとする。
- c a の規定にかかわらず、受益証券の上場廃止日の属する年の年賦課金については、本所がその都度定める。

(委任規定)

第 13 条 この章に定めのある事項並びにこの章の規定の解釈及び運用に関し必要な事項は、本所が定める。

第 3 章 業務規程の特例

第 14 条 削 除

(平 16. 8. 27)

第 15 条 削 除

(平 16. 8. 27)

第 16 条 削 除

(平 20. 4. 1)

第 13 条 削 除

(平 20. 4. 1)

(売買の種類)

第 17 条 受益証券の売買立会による売買の種類は、当日決済取引及び普通取引とする。

(平 10. 12. 1)

第 18 条 削 除

(平 16. 8. 27)

第 14 条 削 除

(平 16. 8. 27)

第 19 条 削 除

(平 16. 8. 27)

第 15 条 削 除

(平 16. 8. 27)

第 16 条 削 除

(平 16. 8. 27)

第 17 条 削 除

(平 16. 8. 27)

第 18 条 削 除

(平 16. 8. 27)

第 19 条 削 除

(平 16. 8. 27)

第 20 条 削 除

(平 16. 8. 27)

第 20 条 削 除

(平 16. 8. 27)

第 21 条 削 除

(平 16. 8. 27)

(売買単位)

第 21 条 受益証券の売買単位は、1,000 口とする。

(平 20. 1. 4)

| | | | |
|-----------|---------------|---------|---------------|
| 第22条 削除 | (平 16. 8. 27) | 第22条 削除 | (平 16. 8. 27) |
| 第23条 削除 | (平 16. 8. 27) | 第23条 削除 | (平 16. 8. 27) |
| 第24条 削除 | (平 16. 8. 27) | | |
| 第25条 削除 | (平 16. 8. 27) | 第24条 削除 | (平 16. 8. 27) |
| 第26条 削除 | (平 16. 8. 27) | | |
| 第27条 削除 | (平 16. 8. 27) | | |
| 第28条 削除 | (平 16. 8. 27) | | |
| 第28条の2 削除 | (平 16. 8. 27) | | |
| 第29条 削除 | (平 16. 8. 27) | | |
| 第30条 削除 | (平 16. 8. 27) | 第25条 削除 | (平 15. 1. 14) |
| 第31条 削除 | (平 15. 1. 14) | | |

第4章 信用取引・貸借取引規程の特例

(信用取引)

第32条 正会員は、受益証券について信用取引を行うことができる。ただし、受益証券が上場廃止基準に該当する場合その他本所が信用取引を行わせることが適当でないと認めた場合には、信用取引を行ってはならない。

(平 7. 5. 29)

(制度信用取引に係る権利処理)

第33条 受益証券の制度信用取引(信用取引・貸借取引規程第2条第1項に規定する制度信用取引をいう。)に係る収益分配金請求権その他の権利の処理に関し必要な事項については、本所が

規則により定める。

(平 7. 5. 29 10. 12. 1 15. 1. 14)

(貸借取引)

第 34 条 第 32 条の規定は、受益証券の貸借取引による金銭及び有価証券の借入れについて準用する。

(平 7. 5. 29 7. 10. 2)

(貸借取引に係る決済)

第 35 条 貸借取引（有価証券等清算取次ぎによるものを含む。）に係る金銭又は受益証券の借入れ及び返済並びに担保としての当該借入金に係る買付受益証券又は当該借入受益証券に係る売付代金の差入れ及び返戻は、株式会社日本証券クリアリング機構の業務方法書に定めるところによるものとする。

(平 7. 5. 29 15. 1. 14)

(信用取引・貸借取引規程の読替え)

第 36 条 受益証券に係る信用取引・貸借取引規程第 8 条第 1 項の規定の適用については、同項中「貸借取引により金銭及び有価証券の貸付けを受けることができる銘柄（以下「貸借銘柄」という。）」とあるのは「貸借取引により金銭及び有価証券の貸付けを受けることができる受益証券」とする。

(平 7. 5. 29 7. 10. 2 10. 12. 1 13. 9. 1 15. 1. 14)

第 5 章 受託契約準則の特例 削除

(16. 8. 27)

第 37 条 削除

(平 16. 8. 27)

第 38 条 削除

(平 16. 8. 27)

第 39 条 削除

(平 16. 8. 27)

第 40 条 削除

(平 16. 8. 27)

第 41 条 削除

(平 16. 8. 27)

第 6 章 雑則

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第 42 条 第 3 章および第 4 章に規定する受益証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎについて

は、有価証券等清算取次ぎを委託する会員を当該受益証券の売買を行う者と、第4章に規定する貸借取引に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する会員を当該貸借取引を行う者とみなしてこの規程を適用する。

(平 15. 1. 14)

付 則

この特例は、平成7年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成7年5月29日から施行する。
- 2 改正後の第34条において準用する第32条本文の規定にかかわらず、正会員は本所が定める日まで、受益証券について貸借取引を行ってはならない。

付 則

この改正規定は、平成7年10月2日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成7年12月7日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成9年4月1日から施行し、同日以後の徴収分について適用する。

付 則

この改正規定は、平成9年6月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成10年4月1日以降の日で、本所が定める日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成10年4月1日から施行す

付 則 (平 7. 5. 1) 抄

- 1 この規則は、平成7年5月1日から施行する。
- 2 第7条第1項第4号の規定にかかわらず、受益証券が上場された年の平均上場口数は、上場日から上場した年の12月末日までの間の1日平均の上場口数とする。
- 3 第12条第2号aの規定にかかわらず、受益証券が上場された年の年賦課金の計算は、上場日における上場口数を基準として行うものとする。
- 4 受益証券が上場された年の年賦課金については、その半額を免除する。

る。

付 則

この改正規定は、平成 10 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 10 年 6 月 22 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 10 年 10 月 23 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 1 項の改正規定（「内閣総理大臣又は金融監督庁長官」を「金融再生委員会（その権限が金融監督庁長官に委任されている場合にあつては、金融監督庁長官。以下同じ。）」に改める部分に限る。）並びに第 6 条第 2 項及び第 10 条第 1 項の改正規定（「金融監督庁長官」を「金融再生委員会」に改める部分に限る。）は、金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 10 年法律第 131 号）の施行の日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 11 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成 10 年法律第 107 号）附則第 1 条第 3 号に定める政令で定める日から施行し、同日以後の売買分から適用する。

付 則

この改正規定は、平成 12 年 5 月 1 日以降の日で、本所が定める日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の施行の日から施行する。
- 2 この改正規定の施行前に決定された和議開始の申立てについては、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成 12 年 5 月 1 日以降の日で、本所が定める日（平成 12 年 7 月 17 日）から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 12 年 8 月 7 日から施行する。

付 則

この改正規定は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 97 号）の施行の日（平成 12 年 11 月 30 日）から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 10 条第 1 項第 3 号の規定は、平成 13 年 3 月末日以降に終了する計算期間又は中間計算期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

付 則

この改正規定は、平成 13 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 97 号）の施行の日（平成 12 年 11 月 30 日）から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 6 条第 2 項第 3 号及び第 13 条第 2 号 a の (b) の規定は、平成 13 年 3 月末日以降に終了する計算期間又は中間計算期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 128 号。以下この付則において「商法等改正法」という。）附則第 7 条第 1 項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。
- 3 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第 341 条の 13 第 1 項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 11 条の規定にかかわらず、この改正規定施行の日の前日までに現に改正前の 11 条の規定の適用を受けている銘柄について、なお従前の例による。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、この改正規定施行の日の前日までに現に整理ポストへの割当てをされている銘柄の割当期間については、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成15年 1 月14日から施行する。ただし、第37条の規定は、同年 1 月10日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 10 条第 1 項第 3 号の規定は、施行日以後開始する計算期間又は中間計算期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。
- 3 改正後の第 6 条第 4 項の規定にかかわらず、施行日において現に投資信託委託業者である者は、同項に規定する宣誓書及び添付書類を、平成 17 年 3 月 3 1 日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該者は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

付 則

この改正規定は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 20 年 1 月 4 日から施行する。

付 則

付 則

- 1 この改正規定は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 13 条第 2 号 a の (b) の規定は、この改正規定施行の日以後開始する計算期間又は中間計算期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

付 則

この改正規定は、平成 18 年 12 月 25 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 20 年 1 月 4 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 21 年 11 月 9 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 22 年 3 月 4 日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日の前日までに改正前の第 6 条第 4 項の規定に基づき本所所定の「適時開示に係る宣誓書」を提出した者は、当該宣誓書に署名を行った代表者の異動について決議又は決定を行った場合は、本所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を異動後直ちに提出するものとする。

付 則

この改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、本所が定める日（平成 25 年 9 月 13 日）から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、令和元年 7 月 16 日から施行する。

この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 21 年 11 月 9 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 21 年 11 月 16 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 22 年 3 月 4 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、本所が定める日（平成 25 年 9 月 13 日）から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 26 年 5 月 31 日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日の前日において現に開示注意銘柄に指定されている上場受益証券の発行者については、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成 28 年 11 月 4 日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、令和元年 7 月 16 日から施行する。

行し、同月 18 日以後に基準日等が到来する上場受益証券に係る受益権の分割から適用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和元年 7 月 16 日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和 2 年 11 月 1 日から施行し、この改正規定施行の日以後に名称の変更を行う者から適用する。

付 則

この改正規定は、令和 3 年 3 月 15 日から施行する。

する。

- 2 改正後の第 7 条の規定は、令和元年 7 月 18 日以後に計算期間の末日が到来する上場受益証券から適用する。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和元年 7 月 16 日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和 3 年 3 月 15 日から施行する。